

令和4年8月23日

熊谷市公民館運営審議会委員長 様

熊谷市中央公民館長 根岸 洋子

熊谷市の公民館運営について（諮問）

このことについて、社会教育法第29条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問する事項

公民館再編の基本的考え方について

2 諮問の理由

(1) 施設規模拡大に応じた公民館組織の再編

市では、公共施設マネジメントの取組の一環として、(仮称)生涯活動センターの整備という形で既存施設の統合・再編を進めていく計画ですが、それによって従来の地域公民館よりも規模の大きい新施設が今後順次整備されていくことが見込まれます。このような状況において、公民館組織自体も、拡大する施設規模に応じた再編を行うことが想定されます。

この点について、従来型の公民館組織を変えることなく、規模が大きくなった施設の利用権を小規模な公民館組織同士で分け合うという形での利用調整も考えられます。しかしながら、新施設の規模にふさわしいように再編・統合された新公民館組織が、(仮称)地域会館や当面存続する地域公民館(建物)の効果的な活用も考慮に入れながら、利用関係を調整したり、自主事業の企画力を発揮したりする方が、より生産的かつ未来志向的であるとも考えられます。

(2) (仮称)生涯活動センター整備に合わせた再編

従来型の縦割りで設置された施設では、例えば、NPO法人が市民活動目的で公民館(建物)を利用しようとする場合、施設の設置目的と団体の利用目的が異なるために利用できないという状況がしばしば発生していました。反対に、

公民館の学習グループが市民活動支援センターを利用しようとする場合も同様でした。

しかしながら、価値観やニーズの多様化が進み、様々な垣根やバリアを取り払う方向に進んでいる世界の現状に鑑みれば、生涯学習活動や市民活動、コミュニティ活動などを相互に峻別し、杓子定規に利用関係を規制する意義は、乏しくなりつつあるのではないのでしょうか。活動の実態としても、地域のグループによる生涯学習活動がコミュニティの形成に寄与したり、市民活動支援の分野に関する見識を深めるための学習グループに活動場所を提供したりといった在り方は、むしろ自然であり、最新設備の導入といった即物的なものではない、より深い意味での利便性の向上につながると考えられます。

また、(仮称)生涯活動センターでは、種類の異なる機能相互の垣根を取り払うことで、空いている貸室が相互に利用しやすくなるため、効率性も向上することが見込まれます。全国的にも、「地域交流センター」、「市民活動センター」、「交流館」等の各種の住民ニーズに柔軟に対応できる施設の設置が、以前から進んでいる状況です。

このような状況を踏まえ、本市も(仮称)生涯活動センターの整備を進めつつありますが、その新しい入れ物に適応した公民館の在り方として、最終的には、7つの生涯活動センターに対応した7つの公民館への再編という方向性が考えられます。

3 留意していただく事項

(1) 審議における論点

次の点を中心に御審議いただきたく、諮問します。

市では、(仮称)生涯活動センターの整備という形で既存施設の統合・再編を進めていく計画ですが、それによって従来の地域公民館よりも規模の大きい新施設が今後順次整備されていくことが見込まれます。

このような状況において、公民館組織自体も再編を行うべきでしょうか。

具体的には、新施設への機能移転の機会を捉え、拡大する施設規模に応じた公民館組織の再編(統合)を行うべきでしょうか。それとも、従来型の小規模な公民館組織を存続させるべきでしょうか。

(2) 「公民館」の多義性

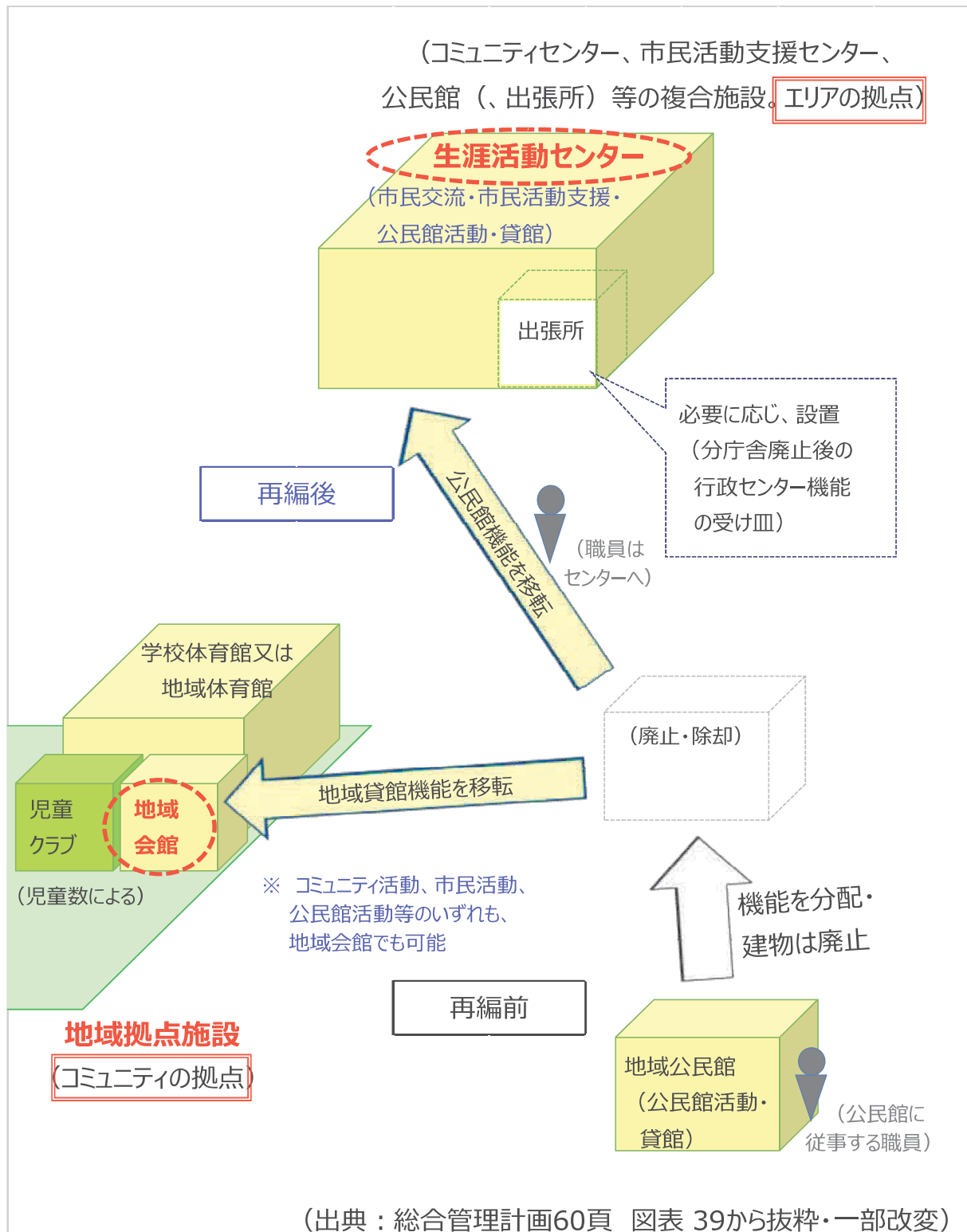
「公民館」という語句は、物理的な公民館の施設・建物を指す場合と、一定の区域を有し館長や主事によって構成される観念的な公民館の組織を指す場

合とがあります。語句としては同じ「公民館」であり混同しやすいため、今回の諮問書や資料では、前者を指す場合は「公民館（建物）」と、後者を指す場合は「公民館組織」というように区別して記載するように努めました。

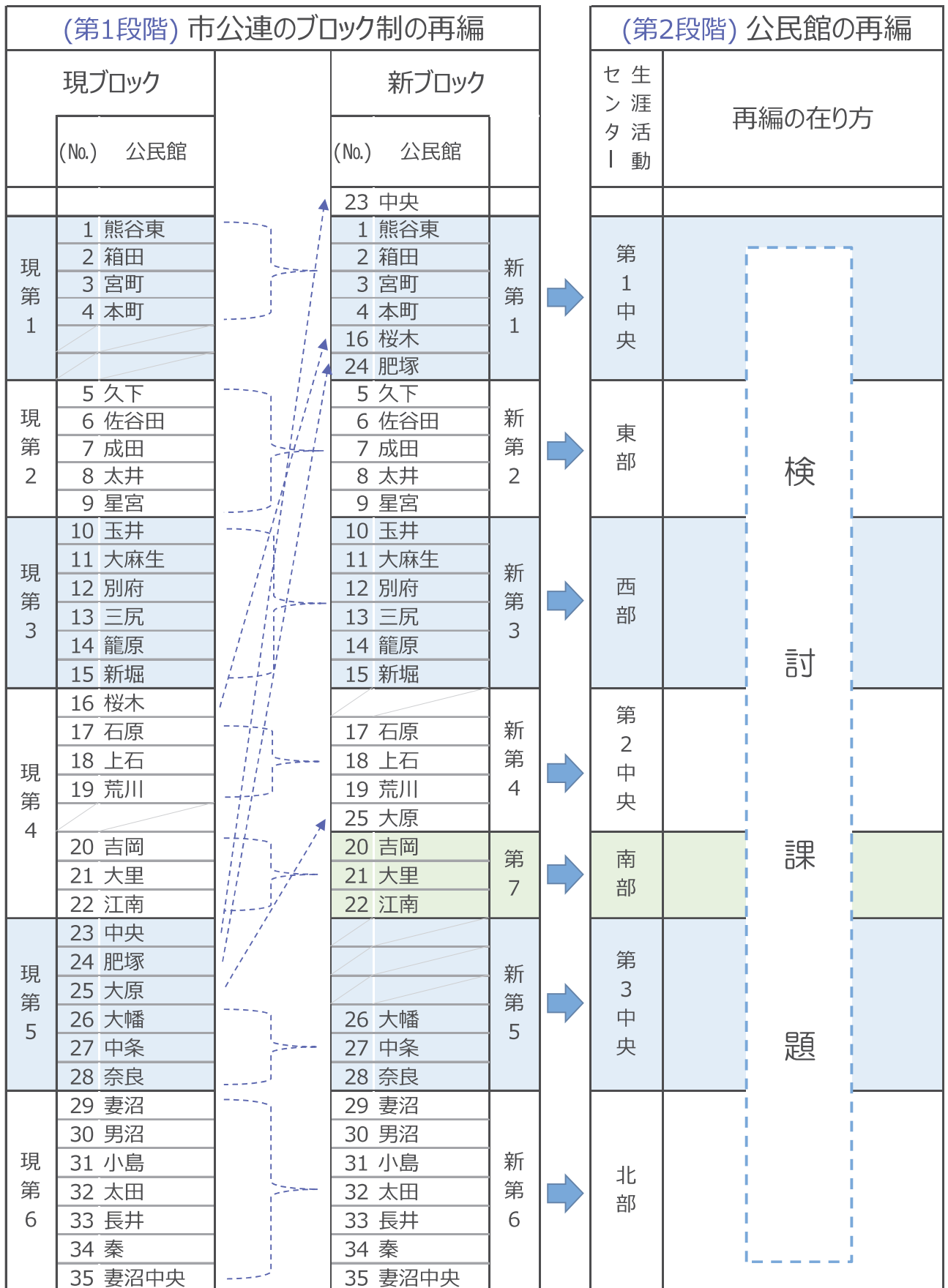
「公民館（建物）」の再編について検討するのが公共施設マネジメント（資料1参照）であり、「公民館組織」の再編について審議するのが公民館運営（今回の諮問における論点。資料2及び3参照）であると整理することもできます。

「公民館組織」の再編・在り方を中心として、御審議いただきますようお願いいたします。

○生涯活動センターと地域会館 — 施設（建物）の再編のイメージ



○ 公民館組織の再編（主に第1段階。案・たたき台）

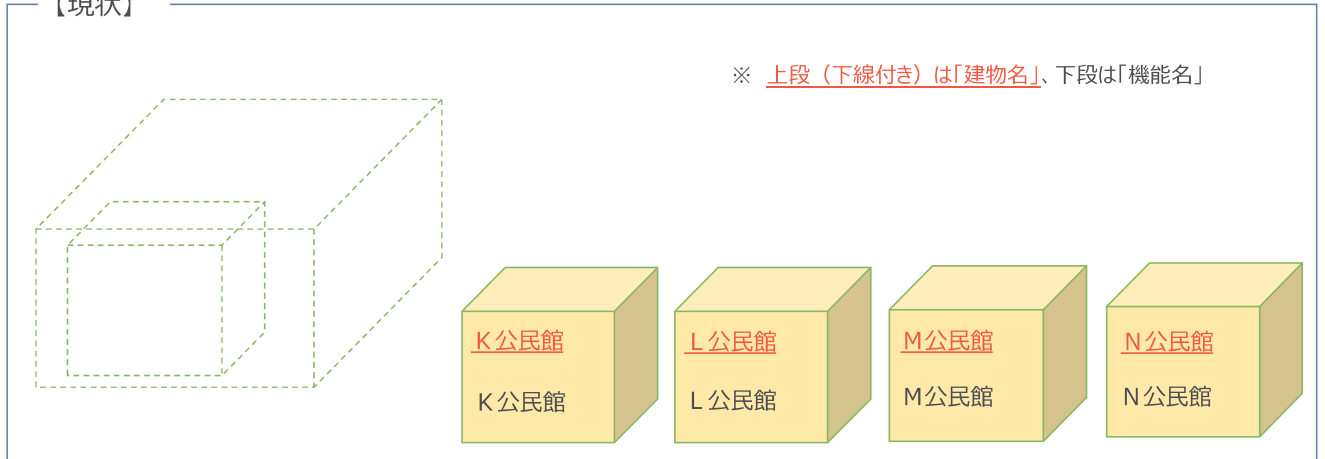


※ 「熊谷市個別施設計画 ③市民文化施設編」の改定案（暫定）の内容で掲載しています。

○公民館組織の再編（第2段階）

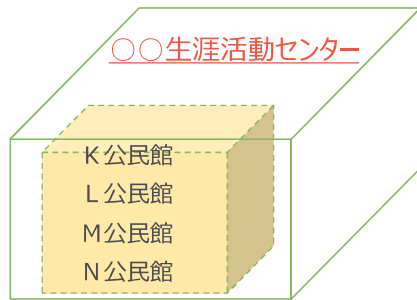
（論点）既存の建物が廃止される場合、組織は個々に存続か、統合か。

【現状】

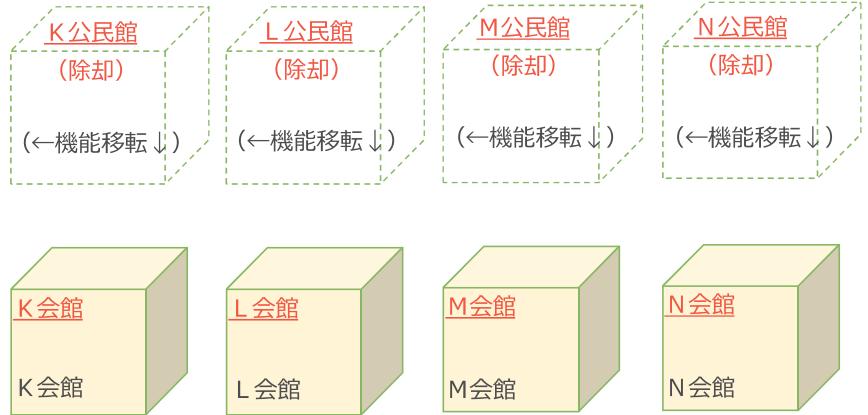


※ 公民館の「機能」は、主に自主事業としての講座等を指しますが、広い意味では各学習グループの活動も含んでいます。

【甲案】対象の地域館（組織）は原則として存続



※ 上段（下線付き）は「建物名」、下段は「機能名」

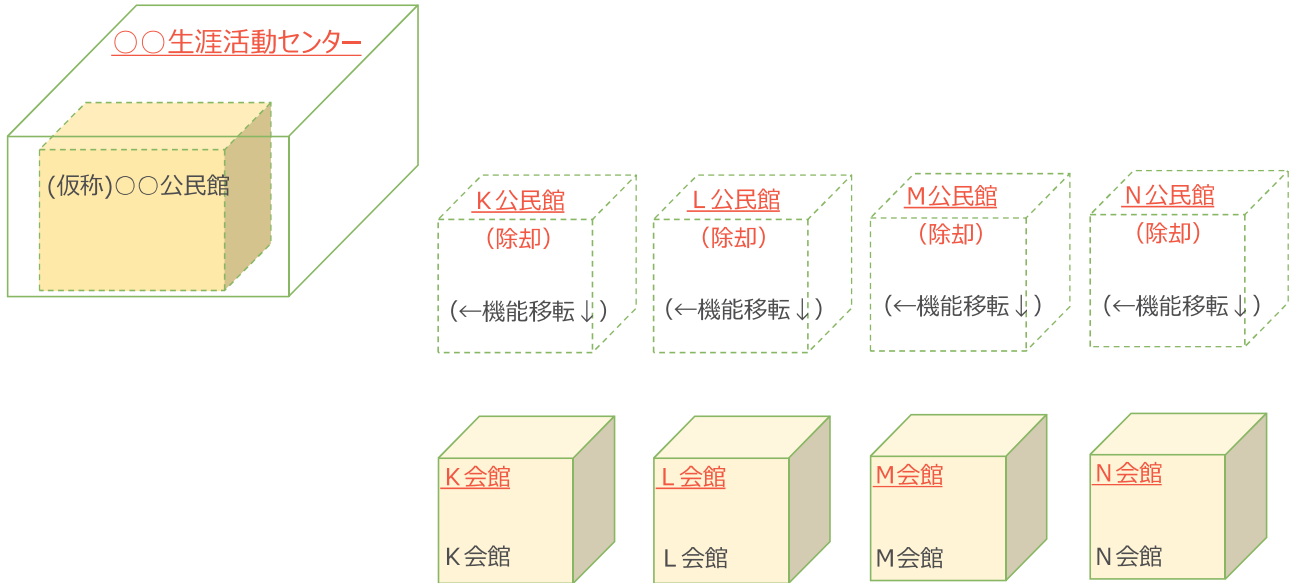


(長所) 1 一定程度は従来と同じやり方で活動できる。

- (短所) 1 各館が個々に活動する場合、大規模になった施設のポテンシャル（潜在力）を生かせないおそれがある。
また、統一的な活動が困難な場合、エリアの拠点とは言い難く、既定の方針にそぐわない。
- 2 事務室に多くのスペースを充てる分だけ、貸室のスペースが少なくなる。
- 3 施設を共同で利用する他の分野（市民活動、コミュニティ活動など）との調整が難しい。

※ 公民館の「機能」は生涯活動センターに移転しますが、地域会館には貸館機能があるため、自主事業としての講座と各学習グループの活動のどちらも、生涯活動センターと地域会館の両方で行うことができます。

【乙案】対象の地域館（組織）を統合して新公民館を設置

※ 上段（下線付き）は「建物名」、下段は「機能名」

- (長所) 1 統合された新公民館の活動により、大きな施設のポテンシャルが生かされることを期待できる。
また、そのような活動によりエリアの拠点となり得るため、既定の方針と合致する。
- 2 事務室をコンパクトにできるため、その分貸室のスペースも確保できる。
- 3 施設を共同で利用する他の分野（市民活動、コミュニティ活動など）との調整がしやすい。

- (短所) 1 従来のやり方を変えなければならない面もある。

※ 公民館の「機能」は生涯活動センターに移転しますが、地域会館には貸館機能があるため、自主事業としての講座と各学習グループの活動のどちらも、生涯活動センターと地域会館の両方で行うことができます。

○公民館関連の法令、例規等（抜粋）

日本国憲法

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 （略）

教育基本法

（生涯学習の理念）

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

社会教育法

（目的）

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第 21 条 公民館は、市町村が設置する。

2 （略）

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第 22 条 公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第 23 条・第 23 条の 2 （略）

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体・・・は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

熊谷市公民館条例

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、熊谷市公民館（以下「公民館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 熊谷市は、法第20条の目的を達成するため公民館を設置する。